

信夫中学校いじめ防止等の対策に関する基本方針

2023.12.12改定
福島市立信夫中学校

1 目的

『いじめ防止対策推進法』(H25.9.28施行 H29.3改訂)及び『福島市いじめ防止等に関する条例』(H29.4.1施行 R5.8改訂)を受け、本校の「いじめ防止等の対策に関する基本方針」の策定と見直しを行い、いじめ防止のために実効性のある組織の構築を図り、未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うことを目的とする。

○ いじめの定義 (いじめとは)

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」
(いじめ防止対策推進法 第二条より)
(福島市いじめ防止等に関する条例 第2条第1号)

○ 法の見直し規定を踏まえ、平成29年に国の基本方針の改訂が行われ、改めて学校のいじめ対応の基本的な在り方が示された。

<重点事項>
○ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
○ いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
○ いじめが解消している状態とは、以下の二つの要件が満たされていることを指す。
① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している。
② 被害者が心身の苦痛を受けていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)。
○ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
○ 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

○ 基本方針の位置づけ

いじめは、禁止されている行為である。

○ 基本理念

いじめが全ての児童生徒等に関係する問題であることに鑑み、いじめは現に起きているとの基本認識に立ち、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。

○ いじめに対する基本認識

いじめ対応にあたって、これまでの「いじめは、どこでもどの児童生徒等においても起こり得る」というレベルから、「いじめは現に起きている」というレベルまで危機意識を上げて対応する必要がある。
いじめは人間として決して許されない行為である。
いじめは、暴力行為の有無にかかわらず、何度も繰り返されたり、多くの者から集中に行われたりすることで、児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがある。

これらを受けて、本校の基本方針を以下のようにする。

2 組織

(1) いじめ根絶チーム

いじめ根絶チームを設置し、いじめの根絶のための実効ある取組や対応について協議するとともに、家庭や地域と協力し、情報交換をすることで、早期発見・早期解消を図る。

いじめ根絶チーム

いじめ対策委員会 校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、
その他校長が必要と認めたもの、(PTA本部役員)

― ・いじめの実態把握や重大ないじめの対応について協議する。

・家庭や地域からの情報を共有し、早期発見・早期対応を進める。

いじめ防止委員会 校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導係、養護教諭
 ・いじめの未然防止と根絶を図るための取組や対応を行う。

- (2) 生徒指導委員会では、日常生活において、いじめの早期発見・早期指導について協議するとともに、いじめ根絶に向けての具体的な対応を行う。
- (3) サポート委員会では、欠席が多い生徒の対応について協議するとともに、いじめの関連性についての情報交換をする。(必要に応じてケース会議を実施)

3 年間計画

月	主な実践	月	主な実践
4月	年間計画の作成 いじめ根絶宣言(全校生、保護者)	10月	生活状況調査(二学期末)
5月	生活状況調査(ゴールデンウィーク明け) いじめ0宣言・決意文作成	11月	二者面談(全学年) 教育(三者)相談(全学年)
6月	日常面談(随時全学年)	12月	冬休み前相談(随時全学年)
7月	生活状況調査(一学期末) 夏休み前面談(随時全学年) 三者面談(3年)夏休み中	1月	生活状況調査(冬休み明け) 冬休み明け面談(随時全学年)
8月	生活状況調査(夏休み明け) 三者面談(3年)夏休み中	2月	生活状況調査(三学期末)
9月	夏休み明け面談(随時全学年)	3月	今年度の反省と評価

4 いじめの理解

- いじめを次のように理解し、常に危機感をもち、迅速に対応する。
- (1) 「いじめは現に起きている」というレベルまで危機意識を上げて対応する。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような配慮や被害者との通意を考慮し、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- (6) 特に配慮が必要な児童生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- アイ 発達障害を含む障害のある児童生徒
 ウ 外国から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど
 エ 外国同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 オ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒
 カ 新たな感染症や病気等に罹患し、学校に復帰した児童生徒等

5 いじめの未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応等に向けての取り組み

- (1) 課題未然防止教育を許さない学校づくり～一人一人の個性やよさが発揮される学校～
- ① 道徳教育の充実
- ・ 道徳的判断力や実践意欲を高めるとともに、いじめを許さない心情や態度を育てる授業やストレスマネジメントなどの心の授業を行う。
 - ・ 「生命を尊重する心」や「思いやりのある心」を重点とした道徳教育を推進する。
 - ・ 「道徳科」の趣旨を踏まえ道徳推進教師を中心とした全教職員の協力体制の

- もといわの人の②
- にれな充の学
- いじめ防止の観点も踏まえ、道徳性の育成にかかわる指導の充実を図る。
- 差別や偏見をなくすため、学校・家庭・地域が一体となり、基本的
- の尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の実現に向けた人権教育
- の充たを充たす
- ③
- と「自業が
- 「自己有用感」「自己肯定感」や集団への帰属意識の醸成
- 「自己有用感」「自己肯定感」や集団への帰属意識の醸成を図る（絆
- ④
- いじめ防止の啓発
- ⑤
- インターネットの取扱いを含めた啓発
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨
- ⑩

(2) 課題 早期発見 対応

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥

- し、相談体制を整備する。
- ⑦ 日常生活での生徒観察・生徒理解
生徒の些細な変化を見逃さず、教職員間の情報共有を迅速に行い、組織的に対応できるようにする。
 - ⑧ 関係機関等との連携
保護者、地域、教育委員会等の関係機関と連携しながら、早期にいじめを発見し、迅速に対応していけるようにする。

(3) 発達支持的生徒指導

- 人権が尊重され、安全で安心して過ごせる学校や学級の雰囲気づくりに努める。
- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す。
 - ② 生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
 - ③ 特別活動などを通して、「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。
 - ④ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

(4) いじめにおける対応

<p>その日のうちに</p>	<p>1 いじめの情報をキャッチ ・いじめの事実確認</p> <p>2 報告 ・憶測を入れずに事実のみ ・些細なことでも報告</p>	<p>担 任 ← 生徒・保護者からの情報 他の教職員からの情報 アンケート 個別面談等</p> <p>↓</p> <p>学年生徒指導担当 学年主任 学年情報収集、方針を協議 報告</p> <p>↓</p> <p>生徒指導主事 学年の方針を聞いた上で 管 理 職 助言・指示</p>
<p>その日・翌日のうちに</p>	<p>・いじめを受けた生徒等やいじめを知らせてきた生徒等の安全確保と心のケア</p> <p>* いじめ根絶チームの構築</p> <p>※ 事実関係を聞きとる際は、たゞ話の内容を正確に記録するだけでなく、関係者と記録者の2名で行う。</p> <p>3 事実関係の把握・情報収集 ・いじめられた生徒 ・いじめた生徒 ・まわりの生徒 ・教職員 ・保護者 (記録の保存)</p> <p>4 福島市教育委員会への報告「いじめに関する報告書」の提出</p> <p>5 指導・助言・支援 ・いじめられた生徒とその保護者 ・いじめた生徒とその保護者 ・まわりの生徒</p>	<p>↓</p> <p>学校全体で組織的な対応 (被害生徒への見守り体制を整える) ※ 緊急度に応じて、いじめ根絶チームによる対応を行う。</p> <p>いじめ根絶チーム(いじめ対策委員会)</p> <p>○ 事実確認した内容の共有 ○ 指導・支援体制の構築 ○ 指導・支援方針の立案・共有 ・誰が、誰に、いつまでに、何を するか ・緊急に対応することは ・中・長期的に対応することは ・保護者への対応は等 ○ 必要に応じて警察等の関係機関 と協力し、対応に当たる。 ○ いじめ防止サポートチーム派遣 の検討</p> <p>↓</p> <p>担任・関係職員 ・いじめられた生徒 } 事実確認 ・いじめた生徒 } 情報の突合せ 報告</p> <p>↓</p> <p>生徒指導主事 管 理 職 いじめの認知の判断</p> <p>↓</p> <p>福島市教育委員会</p> <p>↓</p> <p>担任・関係職員 ・いじめられた生徒及びその保護者 寄り添い、支援する。 ・いじめた生徒及びその保護者への 指導と助言</p> <p>※ 認知した日に事実確認や指導ができなかった場合 →いじめられた生徒の保護者に連絡し、 学校としての方針を伝える。 ※ 事案に応じて、関係機関等との連携を 図り、組織的な対応を行う。</p>
<p>その後の対応</p>	<p>6 再発防止対策</p>	<p>いじめ根絶チーム(いじめ防止委員会)</p> <p>・情報共有 ・再発防止に向けての方針の立案 ・全職員による生徒観察</p> <p>担任・関係職員</p> <p>・いじめられた生徒への定期的な確認 ※ いじめられた生徒とその保護者へ、翌 日・3日・1週間・2週間・1ヶ月・2 ヶ月・3ヶ月と定期的に確認する。</p>

- (5) その他の対応
 ① 被害生徒はもちろん、加害生徒等についても生徒等の心身の健康に関わる養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが内面理解に基づいた働きかけを積極的に行うとともに、生徒等にとって相談しやすい環境を整える。
 ② 生徒等の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

- 6 いじめ解消の判断
 (1) いじめに係る行為が解消している。
 いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月を目安とするが、事案によってはこの限りではない。)継続していること
 (2) 被害生徒等が心身の苦痛を感じていない。
 いじめを受けているかどうか判断する時点において、被害生徒等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと、その際、保護者に対しても確認が行われていること

※ 上記の要件が満たされていた場合であっても、何をもって「解消」とするかという点について共通理解が必要である。また、再発の可能性が十分あることを踏まえ、日常的な生徒等の観察、心のケア等を行う。

- 7 重大事態への対応
 (1) 重大事態の調査の目的
 調査は、「公平性、中立性」を確保し、被害生徒・保護者の「何があったのかを知りたいという切実な思い」を理解した上で、いじめの事実の全容を解明することと、学校・教育委員会等の対応を検証して同種の事案の「再発防止」につなげることを目的とする。

○ 重大事態の定義(重大事態とは)

- いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 (法第28条第1項第1号)
 ○ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 (法第28条第1項第2号)

○ 重大事態の発生に係る報告

本校に在籍する児童生徒等に法第28条第1項に規定する重大事態が発生した疑いがあると認めるときは、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならない。

- (2) 重大事態の調査
 ① 重大事態の発生を認知した場合には、直ちに教育委員会を通じて7日以内に市長に報告する。また、速やかに「いじめ根絶チーム」による協議を行い、その後の指導・支援の方針、具体的対応を明確にするとともに、アンケートの使用やその他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。
 ※ 上記第1号が重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 ・ 生徒等が自殺を企図した場合
 ・ 身体に重大な被害を負った場合
 ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 ・ 精神性の疾患を発生した場合
 ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 ※ 上記第2号については、不登校の基準の年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査を着手する。
 ※ 生徒・保護者から重大事態として報告・調査に当たる。
 ※ 第2号の調査主体は原則学校とする。ただし、学校の調査では十分な結果が得られないと判断される場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会が主体で調査する。

「事実関係を明確にする」とは

いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に解明すること。

- ② ①の調査を行った際には、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係や、その他の必要な情報を適切に提供する。

※ 関係者の個人情報への十分な配慮が必要ではあるが、説明を怠ることは避けな
 ③ ければならない。関係諸機関との適切な連携に努める。
 ※ 必要に応じて行われる場合には、調査主体の指示の下に資料を提出するなど、調査
 ※ に関する調査結果に基づき、被害・加害生徒への対応を行う。
 ※ ④ 被害生徒に対しては、安全確保と安心をとり戻すための継続的なケアを行う。
 ※ ⑤ 被害生徒の成長支援に努め、被害者や保護者への協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上
 で、丁寧な指導を行う。

- (3) 重大事態調査を行う組織
- ① 調査委員会（教育委員会の諮問を受け調査する組織）
 - ② 重大事態調査チーム（いじめ重大事態の調査を行う組織）
 - ・ 以下各校の組織構成や状況により、教育委員会が判断した場合
 - ・ 市立学校の設置者が組織を立ち上げ、対応する必要がある場合
 - ③ 市立学校の設置者が組織を立ち上げた場合に調査する。
 - ④ 福島県教育委員会が調査する組織

- (4) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導
- ① ① 会議におき、いじめの程度、加害行為の背景、加害生徒の抱える課題等）を行う。
 - ② ② アセスメントの基盤を築き、いじめの程度、加害行為の背景、加害生徒の抱える課題等）を行う。
 - ③ ③ 周回等会後、被害生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助
 - ④ ④ 方針等に基づき、被害生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助
 - ⑤ ⑤ 報告と心理的支援（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害生徒及び保護者への経過
 - ⑥ ⑥ 情報整理と管理、校外関係等との密接な連携や保護者や地域の人々との
 - ⑦ ⑦ 情報整理と管理、校外関係等との密接な連携や保護者や地域の人々との
 - ※ ⑧ 連携を信頼関係を築くことが重要である。

(5) 学校主体による不登校重大事態の調査
 不登校重大事態に係る調査は、学校が調査に当たることが原則とする。

○ 不登校重大事態が発生した場合の対応

不登校重大事態が発生し、教育委員会より学校主体調査の指示があった場合、「いじめ根絶チーム」は、適切な外部人材を加え、重大事態の調査を行い、調査報告書を教育委員会に提出する。

- ① いじめによる欠席開始
 ・ 30日になる前から準備作業（聴取）に着手
 ※ いじめを理由とした欠席があった時点で教育委員会事務局の担当に相談し、「いじめ防止サポートチーム」の派遣を検討する。
 → 要請により、教育委員会から「いじめ防止サポートチーム」を派遣
 ・ オンライン授業や別室登校等により、学習機会の確保に努める。
- ② いじめにより、欠席日数が30日を超えたことで、重大事態と判断
 ・ 発生したことを委員会を通じて市長に報告する。
 ・ 学校は、上記の市立学校用重大事態フロー図に沿って調査を行う。
 → 要請により、教育委員会からSC, SSWを派遣
 ・ 定期報告と仮報告
- ③ 7日以内に調査結果を教育委員会を通じて市長に報告
 → 市長より必要に応じて再調査の指示がある。
 ○ 学校による不登校重大事態の調査は、生徒等の学校復帰への支援と再発防止
 ○ が主たる目的である。
 ○ 被害生徒等及び保護者への情報提供はもちろん、加害生徒等及び保護者へも
 適時適切に情報を提供し、家庭と連携して調査を行う。

(6) 市立学校用重大事態対応フロー図

1) 重大事態の発生及び疑い

教育委員会に重大事態の発生と報告（※教育委員会から市長に報告）
A) 生徒等の「生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
B) 生徒等が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日が目安）
C) 生徒等や保護者から、「いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」（学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても調査を行う）

2) 教育委員会が調査主体を学校と判断し、学校が調査する場合
教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたります。

- ① **学校いじめ対策組織を母体とした調査組織を設置する。**
 - ・ 学校いじめ対策組織に重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加える。（学校評議員・健全育成協議会委員、民生委員、PTA代表、警察関係者等）
 - ・ 教育委員会のSCやSSWも外部人材として派遣可能
- ② **学校の調査組織で、事実関係の調査を実施する。**
 - ・ 調査での学校の基本姿勢、聴取事項、調査方法等について共通理解を図る
 - ・ 原因の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、記録を累積する。（5W1Hが有効）
 - ・ 教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告する。
 - ・ 被害生徒等及び保護者に対して定期的に連絡し、情報を提供する。
 - ※ 調査前には、被害生徒等及び保護者に「ガイドライン」が示す6項目の説明を行う。
- ③ **累積した記録をもとに、調査結果を取りまとめる。**
 - ・ 聴取内容等からいかなる事実を認定できるかを検討し、書面としてまとめる。
 - ・ 調査報告書の記載内容については、下記を参考にする。
 - ・ 調査の進捗状況を定期的に教育委員会に報告する。
 - ・ 報告がある程度まとまったら、教育委員会に仮報告する。
- ④ **仮報告の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告する。**
 - ・ 学校は被害生徒等及びその保護者に調査結果を報告しますが、被害生徒等及びその保護者より報告書に対する意見書があれば、調査結果に添えて教育委員会に提出する。
- ⑤ **学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。**
 - ・ 教育委員会の他の調査組織や市長部局の再調査委員会による再調査に備え、学校は、調査資料を整理しておく。
 - ・ 学校は調査結果を生かしたいじめ防止のための対策を講じる。

< 調査報告書の記載内容 >

- 1 学校名・対象児童生徒名（学年・学級・性別）
- 2 調査の概要（いじめ・重大事態の概要について記載する。）
- 3 調査の目的（学校での同種事案の発生防止についても明記する。）
- 4 調査を行う組織及び調査の進め方（組織・調査対象・調査手法・聴き取り方法
調査経過）
- 5 被害児童生徒の状況（学校生活状況・出席状況・友人関係・部活動の活動状況
・保健室の利用状況・SCとの面談・学校生活アンケートの結果等について明記
する。）
- 6 調査内容（事実関係）
- ※ 対象児童生徒等・保護者・教職員・関係する児童生徒等・保護者からの聴取
等や記録に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったのか、
確認した事実を根拠とともに時系列で記載する。
- 7 調査結果のまとめ（いじめ・重大事態に当たるかどうか、調査組織の所見とし
て記載する。）
- 8 今後の対象児童生徒等の支援方針（加害児童生徒等の支援方針も記載する。）
- 9 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長の所見を記載する。
- 10 教育委員会の対応に不備があった場合は、その内容と改善策を記載する。

- 7 学校評価における留意事項
(1) いじめの未然防止、早期発見、いじめの再発を防ぐための組織的な取組など、適正な評価を実施するとともに学校のいじめ防止基本方針の見直しをする。
- 8 守秘義務
いじめに関する相談、調査等に関係した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 留意事項
- ・ 基本方針については毎年見直しを行い、ホームページ等で保護者や地域に公表し周知することで、いじめ防止の意識を高める。
 - ・ いじめの認知件数が一年間を通じ零件であった場合は、その事実をホームページや学校だより等で公表する。